

(別紙)

相談・苦情対応
(文京千駄木高齢者通所サービスセンター)



(相談・苦情対応)

第18条 事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

- 1 事業所は、前項の苦情の内容等について記録し、当該利用者の契約終了の日から5年間保存する。

当事業所お客様相談・苦情担当

担当 事業所責任者 連絡先 03-3827-5421

区市町村相談・苦情窓口等 別紙記載

区市町村：(通所介護・介護予防通所介護)

文京区福祉部介護保険課介護保険相談係 連絡先：03-5803-1383

(介護予防・日常生活支援総合事業 指定第1号通所事業)

国民健康保険団体連合会：介護保険部相談指導課 連絡先：03-6238-

0177

この規定は、令和8年4月1日から施行する。